

そのまま全体的なディスカッションに移りたいと思います。時間は私の判断で適当にということにさせていただきます。堀川報告、屋敷報告ともに近世私法史における契約というものを扱いながら、いろいろなアプローチの違いはありますけれども、刺激的・示唆的な話の内容だったと思います。せっかくですから、森村先生にコメント等をいただければよろしいかなと思います。

森村 ちょっと待ってください。

藤本 もしほかにおれからしゃべらせてくれという人がおられれば。

屋敷 「おれ」とは限らない、「わたし」かもよ。

藤本 「わたし」でもいいです。

では、話をつなぐために私が口火を切らせていただきます。堀川さんのほうですけれども、ツァイラーの契約理論というお話は非常におもしろかったのですが、ツァイラーの契約理論自体が現在、ドイツでも構いませんし日本でもいいんですけれども、民法における契約ということ考えたときにどのような立場にあるのか、概観みたいなものを教えていただければと思います。

堀川 オーストリア一般民法典は 1913 年ごろにドイツ民法典の影響を受けて大改正があって、とりわけきょう僕が紹介したあたりの話が改正の対象になっています。ですから、例えば契約解釈の 914 条などは法律の解釈と契約の解釈が一緒だと言っていたんですけれども、現行の 914 条ではむしろ字義にとられることなく、当事者の意思を探求せよと言っているわけです。その条文の前提となっているのは、レジュメに BGB の 133 条を挙げましたけれども、真実の意思が探求されなければいけないと言ったりして、ツァイラーの契約理論というのが今日にまでストレートに生かされているかということ、そうじゃない部分と、連続して今日にまで生きている部分というのがあると思います。

例えばとりわけビドリンスキーが契約を規定する諸力として挙げているものというのは、これは僕の勝手な想像のところもあるんですが、オーストリアでは給付の内容の等価性というのを割と重視する立場ですよ。というのは莫大損害を認めているのもそうですが、規定自体が有償契約の一般的規定とか、とにかく有償契約と無償契約の区別というのを至るところで重視する。あるいは錯誤では信頼理論をとっていたりして、意思理論よりむしろ信頼理論を重視しているわけです。ですから、そういうツァイラーの理論の歴史的基礎の上にビドリンスキーみたいな理論が出てくるのではないかということところです。

もちろん解釈論でもツァイラーの見解は、個々に立法者の意見として尊重されるという面はありますが、大きく言うとそういうところがあるかなと思います。

さらに言うと日本でという話ですが、日本へと言われるとこれはなかなか難しかろうと思います。日本ではやはりドイツ法とフランス法が従来、母法とされてきたものですから、オーストリア法、しかもさらにはツァイラーの理論が日本の現代にどれだけ生きるかと言われると、なかなか難しいのではないかと。ただ、一つ言えるのは、日本はドイツとフランスでつくられた議論の結果だけを持ち込んでいるわけですから、ドイツとフランスに常に

従わなければいけないかという点も必ずしもそうでもない。なので、そういうのを相対化する意味ではオーストリア法というのを比較対象にするというのは割とよく行われる手法だと思います。

藤本 それは、最初に堀川さんの問題の所在というところの再定位というものですよね。どちらかというと、こちらを使われるということですか。もともとの定位されていた契約という話や私法理論全体に換言しても、現在の使われ方というのは、再定位をするときにツァイラーなりオーストリア一般民法典なりの理論を持ち出してくるというのが一般的、という感じでしょうか。

堀川 例えば錯誤でいえば、日本の錯誤論というのは一応意思理論に従っているわけですが、相手方の信頼を保護しなければいけない場面はあるのではないかというような議論のときに、例えばオーストリアのこういう議論を使うという使われ方がされたりします。

森村 堀川さんが報告したツァイラーの議論は非常に理論的で体系的で、今の日本の契約法学はあまり理論的ではなくてむしろカズイスティックなものに比べると、非常に違うという感じがします。それに対して屋敷さんが紹介してくださった夫婦財産契約は、法学者あるいは立法者がどういうふうにしても、実務は立法者が意図したようにはいかないという実態がよくわかって割と対照的な報告だったという気がしました。

藤本 森村先生の今のお話と絡むかどうかわからないですが、お2人の報告を聞いて特に契約の自由、屋敷さんのほうだと本来は夫婦財産契約は自由というのとは全然違うものとして考えて、約定財産制の中から選びなさい、しかもどちらかというと管理共同制に移行させる。少なくとも立法者の意思はそこにあったわけですね。しかし、現実にはみんな自由だと思ってしまっていたというのは、契約の自由というものについての考え方がほかの財産法からどんどん一般市民のほうまで浸透していったため、夫婦財産契約といっても契約なんだからおれたちが自由に決めていいんじゃないかというふうになっていったと理解していいのでしょうか。何ゆえこのようになってしまったのかというところについての屋敷さんの見解をいただきたいのですが。

屋敷 見解と呼べるほどのものはないのですが、そもそも夫婦財産法自体が結局、婚姻イコール制度論という中でいうと、それでもやっぱり財産関係じゃないかということで、財産法の影響を比較的受けやすい領域ではあるんですよね。その関係もあったので、立法者の意思とは多少食い違う形で学界の中でも例えばデルンブルクのように、契約自由の原則は夫婦財産法にも存在するというふうにとらえる。デルンブルクはかなり現実を見る人ではあって、学界の中ではどちらかというと非主流派でした。ベルリン大学は大体そういう人が多くて、ヌスバウムもベルリン大学ですし、マックス・ウェーバーの師匠のゴルトシュミット (Rudolf K. Goldschmit-Jentner) もギールケもそうですけれども、ベルリン大学の人というのはあまり学界の主流派の人がいないところで、その人たちというのは、ある程度現実を見ながら物を言ったりするので、もともとあまり法律実証主義的ではあり

ません。

そうすると現実をある程度見た上で、ほらやっぱりこうなっているでしょうという意味で、契約の自由があるんだというふうに言っているのか、それともデルンブルク自身ももう最初から理論的に考えて、夫婦財産法といえども家族法ではあるけれども財産関係なんだから契約自由なんだというふうに、むしろ理論のほうから出ていて、それを裏づける証拠がほらあるでしょうと言っているのか、ちょっとわからないところがあります。そのところをもう少し研究してはつきりさせると、まずどうしてこういうふうに説明されているのかの一つの説明にはなるだろうとは思いますがけれども。

社会の中でどうしてということについては、これも社会一般については最後の図式(「実像」への多元的アプローチ)でいうと Publikum というところで、一般の新聞とかそういうところまで広げないとわからないんですが、その辺には全然手を広げていません。Publikum という中に含まれている女性運動ということに絡めて言うと、女性運動のほうはメインストリームは基本的にやはり制度としての夫婦財産法という見方をしていて、どうしようかというので、だからしょうがないから別産制をとろうという一辺倒なんですよ。ただ、その中でむしろ非常に例外的なのがケンピンのような人で、彼女なんかは非常に柔軟に考えているわけです。もし別産制がとれなくてもあきらめることはない、別産制がとれなくても自分の財産を留保財産にしてもらえれば実がとれるみたいな感じの議論をするわけです。

その最終的な発展形として、20年か30年ぐらいたった後、イエリネックのああいう剰余共同制につながるような考え方が出てくるわけで、そういう意味では女性運動の中では当初は制度としての見方というのがあって、だからこそ法定財産制としての別産制というのにすごくこだわっていたわけだけれども、それがだめになったときに、ケンピンみたいにすぐ柔軟に対応する人もいれば、主流派としては20年ぐらいかかるわけです。そういう過程の中で一つのあり方として、契約で決めていいと書いてあるわけだし、よくよく読んでみるとどこにも約定財産制として設定されているものから選べとは書いていないんですよ。あくまでもモデルとして挙がっているだけです。だったら使えるじゃないかというような発想にだんだん転換していく。

そういう考え方というのが社会の中でどのぐらい力を持っていたのかとか普及していたのかというのはよくわからなくて、そんなに普及していないのではないかという推測も実は可能です。こういう通俗書(『Frauenleben-Frauenrecht』)の中には例えば約定財産制を選ぶときのモデルのひな形だけが載っていたりするわけです。でも逆に、スライドのほうで見せたものなどは、好きなように決めていいけれども、そうはいつでも法律に詳しくないと難しいからモデルに従えばいいんですよみたいな説明の仕方もしている。その辺の契約自由的な考え方がどこから出てくるかというのは率直に言うとはよくわからないですね。よくわからないけれども、確かにそういう考え方がいつの間にかあらわれて、逆に主流派を乗っ取ってしまうようなところがある。

何の答えにもなっていませんが、単なる状況説明です（笑）。

藤本 わからないということがわかりました。

森村 ちょっと知りたいんですけども、当時のドイツで離婚というのはどのぐらい簡単にできたんですか。それからまたどのぐらい多かったんですか。

屋敷 数のほうはちょっとわかりませんが、離婚はそんなには難しくないですね。これについても激しい争いがあるって、サヴィニーなんかは基本的に（離婚は）できないというほうに限りなく近づける意向だったのですが、ビスマルクがそれこそ文化闘争の関係で、反カトリックの観点からむしろ広く認める。プロイセン一般ラント法はもともと極めて広く離婚を認めていて、基本的に子供がいなければ100%オーケーでした。

これは国家が婚姻に繁殖という目的を設定するので、夫婦仲が悪くなったら子供が生まれる期待はないからさっさと別れて、お互いに好き合っている子供を産みそうな別の相手とだったら子供が生まれるでしょうと。ただ、既に子供が生まれていると今度は扶養というもう一つの国家目的が出てきて、そうすると扶養する必要があるから、そのお父さん、お母さんは別れたらだめじゃないかという感じです。現代であればそれも構わないになるんでしょうけれども、18世紀ですので当時としてはそれはだめと。

そういう意味では、18世紀あるいは19世紀を通じてプロイセン一般ラント法というのは非常に広く離婚を認めていますので、そういうプロイセンの伝統ともう一つはカトリックに対する対抗、バイエルン政府に対する抑止という文化闘争の絡みから、基本的にプロイセン政府は非常に広く離婚を認めようとしています。

ドイツ民法典の立場は、プロイセン一般ラント法ほど簡単ではないけれども、やはり従来のカトリックの離婚法に比べるとかなり離婚の余地が広がっていて、それはドイツ民法典が基本的には市民婚の立場をとっている。国家的に意味があるのは市民婚だけという立場、強制的市民婚を導入したということと裏腹の関係にあるわけです。

藤本 そういうふうになりますと、一番最初の婚姻の本質は制度か契約かという話がありますけれども、今の離婚の話にもかかわってくると思うんですが、夫婦財産契約に関しては契約としての側面がクローズアップされていく方向に行ったとするならば、婚姻全体の本質についての観念も、「秘蹟から契約へ」の言い回しをもじって言いますと「制度から契約へ」という形に変わっていったがゆえに離婚等々にも影響を及ぼしたとか、そういうようなことは言えるんですか。

屋敷 どのタイムスパンで言うかとか、あと例えば本日の夫婦財産契約の話に関していえば、民法典の制定から施行後それほどたない20年ぐらいまでの間というようなスパンでの話ですけども、婚姻に関していうと多分もう少しタイムスパンを広げないといけないのかなという気はします。ただ、その中でいうと、結局、サヴィニーの言うような自然的制度というような考え方はどんどん弱くなって行って、契約もしくはそこに国家が何かの利益を見出した人為的な制度というようなとらえ方へと変わっていつているんだろうと思います。制度という言葉は使うけれども、人為的的制度というとらえ方と契約という

らえ方は非常に近いところにあると思います。ただ、国家がそこに利害を見出すか見出さないかということであって、サヴィニーの言う自然的制度というのがむしろ非常に突出した形ですよ。もう自然的なものとしてそこにあるんだという、そういう考え方というのは、やはり長い目で見るとどんどん薄れていっているし、特に第二次大戦後などは非常に消えかかっているからこそあんなに離婚するわけですけども。

それがきょうお話したような内容とどういうふうに関連してくるかという、ちょっとそれもはっきり言って全く考えていないので、難しいところですね。関係するのかもしれないし、しないかもしれない。ただ、きょうの話に限っていえば、やはりどこまで行っても夫婦財産契約は言葉からして契約なんですよ。Ehevertrag だから、どう考えたところで Vertrag (契約) なんですよ。その言葉からして Vertrag だから、ドイツ民法典で契約自由 (Vertragsfreiheit) の原則が普及したんだという話は、それなりに人口に膾炙しているから、だから Ehevertrag だって Vertrag でしょうと。でも、婚姻そのもの(をあらわす言葉)は Ehe なんですよ。そういうことかなという感じはします。そこで多分少しずれがあるんだろうと思います。

藤本 逆に言うとサヴィニー的な考え方の自然的制度という婚姻観というのは、例えばサヴィニーの時代には一般的な観念としては流布していたんでしょうか。

屋敷 それなりには流布していたし、多分割と自然にみんなが受け入れてしまう考え方ではあると思うんですよ。というのはやはり長いキリスト教会の婚姻の伝統がある中での議論なので、その中でむしろ後づけ的に国家が婚姻を制度として行うんだというのが出てきて、しかもその場合でも教会婚を排除してやるのではなくて、並存してしまうわけです。今でもキリスト教の信者は二つやります。そういう意味では、こういう自然的制度なんだというふうに言われたときに、割とすっと受け入れるような素地というのはあると思うんですよ。

ただ、サヴィニーがここで自然的制度と言う場合には、それこそまさに離婚の問題などが絡んできていて、それを非常に強調するとやはり教会的な、神が結びつけたものを人間が分かつてはいけないというようなところが出てくるので、それに対してもう少し離婚の自由というのがあっていいんじゃないかというような考え方への批判というのはあります。

藤本 こういうことを報告者をお願いするのもなんですが、お互いの報告についてのコメント等がもしあればお願いできればと思います。

堀川 コメントというか質問というか。こういう夫婦財産契約という考え方というのは、割とヨーロッパにずっと根づいていた考え方なんですか。というのは、日本だと年に3~4件ぐらいしか多分ないと思うんですよ。だから民法の教科書を見ても、あるけれども使っていないという感じで、ほとんど使われていない制度です。よくそこで引き合いに出されるのはフランスで、フランスではかなりのパーセンテージでこれを結婚する前にやると書いてあるわけです。恐らく結婚する前に日本人で財産関係について契約するというの

は何となく水臭いというか、契約というのは利益の対立状態だというのがどこかにあると思います。ずっと古くから根づいている考え方でしょうか。

屋敷 身分によりけりだと思います。これは日本でも本当はそうなんじゃないかと思えます。まず宇野さんがいればいいんですけども、日本の中世史とかで日本でも身分があると意外と夫婦財産契約のようなものをするのではないかと思います。身分がある場合は結局、領地をどうするのかとか支配権をどう移転していくのかという問題が絡んでくるので、貴族の間では非常に古くから行われるんですよ。一般庶民は実はそんなに昔からやるわけではなくて、一般庶民というのは基本的に村の習慣だとかその都市の自治法だとかの夫婦財産法に従ったルールでやっているというイメージで見ているとは思いません。

そういう意味では、ギールケにしてもデルンブルクにしても、なぜこんな夫婦財産契約がクローズアップされるんだというような違和感はずごく抱いていたみたいで、日本人とそんなに変わらない面も実はあるとは思えます。ただ、いざこういう制度ができ上がってしまうと、フランスが多い理由というのはよく知らないのですが、まず一つはドイツに関していえば地域差があって、それまでの伝統というがあるので、それをどう維持していくのかというのが当初の問題で、ただその後バイエルンなどで見られるようにそういうものはもう地域なんだからいいじゃないかというふうになってしまう。それにかわって登場するのが別産制です。

恐らく誤解による部分が当初はかなりの割合を占めていて、ただ、これはその後の歴史、ワイマール時代とかの関係での推測ですけども、恐らく次第にむしろ女性運動が言っていたような意味での別産制の選択が内容的にはふえていく。同じ別産制が例えばバイエルンで一定数を保っているといっても、そういう意味の違いというのが実はあるんだろうとは思いますが、そういう形で自分で決めるんだというような別の選択肢をと。そういう意味では、まさに自分のことは自分で決めるというような自己決定的なものが夫婦財産関係にもあるんだと。国が決めるものではない。だから（かつての女性運動が想定したような男と女の）利害対立があるという考え方よりは、むしろ自己決定的な発想だろうと思えます。

その点では少しおもしろいなと思っているのは、例えば大村敦志先生が『家族法』の中で、彼もフランス法（の研究をしてこられた方）だからフランスでは夫婦財産契約が非常によく使われているというような話をして、ただフランスの場合はまさにこういう類型化ではないけれども、ほかの類型をとる場合のモデルとしてのものが非常に詳しく書かれていて、ゼロからつくることもできるけれども、それも選ぶこともできるしアレンジすることもできるというふうに言っています。日本でももう少し夫婦財産契約制度を活用していくために、日本のものはあまりにもシンプル過ぎるので、そういうものをやったほうがいいんじゃないかみたいなことをお書きになっていました。でも逆にきょうの私の話でいくと、日本の民法典の夫婦財産契約制度というのはものすごい契約自由なんですよ。モデルすら示さない、何でもいから好きに決めろという仕組みになっていて、そこは逆説的

にすごく先進的で、おもしろいところです。

ただ、そういうふうには何でもいいから好きに決めろと言われている割には、日本人の夫婦というのは基本的にその自由を行使する気がないというか、その点に関して自己決定する気があまりない。名字（姓）の問題の方が非常に大きいとは思いますが、財産関係に関しても選択肢としてはむしろそこで事実婚に行ってしまうのではないかと思います。これもまた非常に皮肉な話で、本来別産制だから事実婚をするまでもなく、結婚してもしなくても財産的には結果は同じになるはずなのに、民法学者と判例が頑張って別産制を別産制じゃなくしていっていますからね。

しかもおもしろいことに大村先生も、民法典の夫婦財産法規定の中の強行法規的なものだと考えられている部分については、法定財産制である別産制の場合のもとより、夫婦財産契約を結ぶ場合でもやはりそこに拘束されると。これは学者ならだれでもそう考えることで、デルンブルクも契約自由だと言いつつ、もちろん強行規定には服すると書いているんですけれども、通俗的な本だとそんなことはどこにも書いていないんですよ。自由だと。その辺がおもしろいというのは、婚姻費用の問題とかもろもろのところ、あとはいわゆる内助の功的な部分、財産分与のところとかが通説で強行規定なんだというふうに言われると、結局、民法典の通説的な財産状態ではない完全な別産制を夫婦財産契約で実現しようとしても、通説によるとそれは無効になるわけですよ。少なくともその（強行規定に反する）部分について無効になるわけです。

その部分について無効だったら、法定財産制が別産制だからそもそも結んだ意味自体がないということになるわけですが、逆に現在のような社会状況とか女性の意識とかそういうものを反映して考えると、完全な別産制以外の選択はあるのか。例えばドイツなどでは剰余共同制が法定財産制なので、そういう内助の功なんか要らない、自分は自立していたんだというので別産制というのがほとんどなんです。ごく一部農家などで、依然として旧来の財産共同制が続いている事例はあるけれども、ベルリン市などだとほぼ 100%別産制だというふうにシャルロッテンブルク（Charlottenburg）区裁判所で登記官に聞いたときに言っていました。

そうだとすると日本の場合、そもそも別産制が法定財産制になっていて、しかもそこに強行規定だという形で縛りをかけているような状態で、夫婦財産契約を結ぶ理由が全然ないというのが一つあるのではないかと。単に制度だけの問題なのか。別に大村先生をここで批判してもしょうがないんですけれども、もし本気で夫婦財産契約を日本で拡充しようというのだったら、逆に完全な契約自由にたつて、婚姻費用はすべて妻の負担とする、夫の稼いだ分は全部小遣いにする、内助の功なんか一切なし、財産分与もしない、あるいは妻からの財産分与はあるけれども夫からの財産分与はない、しかも夫のほうが収入が多いみたいな、そんな契約でも有効だ、国家は口出ししない、とするべきではないでしょうか。

そこまで徹底して、契約は契約、契約自由というふうに言うんだったら、ひょっとしたら財産契約を結ぶ人が出てくるかもしれません。ただ、それを法制度として認めるのが本

当に望ましいかどうか、社会がそれを望んでいるのかどうかは別の問題だろうと思います。そういう意味では、現代日本に関していえばもともと夫婦財産契約が使われにくい状況に既になっているということもあるのではないかとはいえます。

周 どちらに答えていただいてもよろしいですが、初歩的な問題で、ヨーロッパにおいて女性はいつから契約の主体となり得たんですか。参政権を手に入れたのは結構遅い話で、つまりそれはもしイコール市民として一人前として認められたということになると思うのですが、それ以前から既に契約の主体として機能できたということでしょうか。

屋敷 公民権と市民権が違うというか、契約主体となり得るといふ話と公民権を持つという話は全然別の話です。公民権に関していえば、もうすぐ出る『HQ』に私の雑文に書いたのですが、例えばスイスのアペンツェル・インナーローデン (Appenzell Innerrhoden) では1990年になって初めて女性の参政権が実現したんですね。スイスは連邦制だから、スイスの全土で女性参政権が確立するのは結局1990年で、1890年の間違いじゃないよという話になるわけです。けれども、スイス人の女性は1990年まで契約が結ばなかったのかという、もちろんそんなことはありません。

例えばプロイセンに限っていえば、プロイセン一般ラント法の時点(18世紀の末)で既に女性はもう完全な契約を結ぶ主体として認められているんですね。ただ、それが抽象的に可能であるということと現実に可能であるということの間には少しの違いがあって、まさにこれもまた夫婦財産法が絡んでくるんだけど、例えば管理共同制をプロイセン一般ラント法がとるでしょう。

この場合は、要するに妻がむやみやたらと財産関係を結ばれては困るわけですよ。だから妻が例えば労働契約を結んだりする場合に、夫の同意が必要になる。それが逆に誤解される。それはドイツ民法典にも受け継がれて、さっき紹介した、夫が承諾してくれないときにそれが不当だということを裁判所に訴えて、裁判官がこれは認めるべきだねと言ったら認めてもらえるという仕組みがあったのを誤解して、(妻の就労には)裁判所の許可が必要だと思って申請するなんていう、そういう話が出てくるように、夫が妻の契約を取り消したりできるような、今日の未成年のような状態に置かれるわけです。

周 制限(行為)能力者。

屋敷 そうですね。ところが、独身だったらどうなるのかということ、これは完全に男性と同じです。だから公民権の次元でいうと女か男かということに仕切りがあって、女なら排除、男ならオーケーという形なのが、市民権というか公民権ではなくて市民社会で民事的な行為をするという次元で議論をするのであれば、男か女かの仕切りではなくて、既婚女性かそうでないかに仕切りがある。

周 でもそれは中国的な発想としては、未婚だったらお父さんがかわりに面倒を見るんじゃないんですか。

屋敷 だから成人すると……。

周 普通に考えれば、結婚というのはもっと成熟する段階なので、その後はもっと大き

な権利を持つはずですけども、ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

屋敷 日本の民法典でも、未成年でも結婚すると成人してしまうというのに名残はありますけれども。その考え方も一理はあるんですけども、近代法のもとでは基本的には一定の年齢に達すると成人して家父権を離れてしまうんです。なので、18世紀の末以降に関していえば、成人した時点で結婚しているか否かにかかわらず女性はもう独立してしまうんですね。ジェーン・オースティン (Jane Austen) などを読むとよく出てくるオールド・ミスと呼ばれる人たちですね。

周 つまり成人して家父権から脱出して自立するようになりまして、また結婚したら夫の保護のもと (に入ると)。

屋敷 逆に言うと、今日的に言えば結婚しないインセンティブはすごく大きかったんですね。ただ現代の女性ほど女性の自立ということに重きを置いていないから、実際には今よりもずっと結婚率は高かった。

周 わかりました。ありがとうございます。

堀川 今のことに関連するかもしれませんが、例えばツァイラーなどは人格というのを出発点に置きますから、*patria potestas* (家父長権) というんですか、カントは割と家族を運営するためには……

屋敷 カントは非常に色濃く残っていますね。

堀川 残っていますよね。でもたしかツァイラーというのはかなり制限して、今日でいうと本当に教育のためとか、未成年者の保護とか、多分そのぐらいにしかもう認めないと思うんですよね。だからそうすると、女性がいつから取引の主体になるかといったら、多分今日とあまり変わらないだろうなという気がします。

屋敷 だからまさにプロイセン一般ラント法とかA B G BとかCode Civilもそうだし、やはり啓蒙期、18世紀末から19世紀初頭にかけての法典編纂というのは、女性の一般的抽象的な人格権あるいは行為能力を非常に広く認める傾向にあるんですよね。ただ、それが現実の女性に当てはめると、これはどれをとってもそうなんだけれども、実際には結婚するとまた家庭に入ってしまうので、結局は成人してから結婚するまでの間だけになるということです。あとはだんなが死ぬのを待つと。(笑)

藤本 オチもついたところで。(笑) 長々とお参加をいただきましたが、皆さんありがとうございました。ではきょうのワークショップを終わりたいと思います。発言された方には、発言内容がこれでいいかどうかというのをまたお送りさせていただきますので、不適切な発言があったらそのときに手を加えていただければと思います。きょうはどうもありがとうございました。お疲れさまでした。(拍手)

— 了 —